

令和5年度定期監査等の結果に対する措置状況（未措置であるもの）

指摘事項又は意見・要望事項

No.1 定期監査

○上下水道部

(3) 財産管理に関する事項

[改善を要するもの]

① 地方公営企業法適用前の平成31年3月末時点の簡易水道料金未収金について、債務者の実態把握、催告等の滞納整理事務が行われていなかった。

No.2 定期監査

○建築部

(3) 財産管理に関する事務

[検討を要するもの]

① 旭川市営住宅使用料等滞納整理等事務処理要綱で規定する滞納者へ行う納付指導について、滞納月数が3月に達した滞納者を対象としているが、実際は当該滞納月数に満たない者に対しても行っていることから、要綱の改正や事務の見直し等必要な措置を検討されたい。

No.2 定期監査

○学校教育部

(3) 財産管理に関する事務

[検討を要するもの]

① 就学援助費の返還に係る戻入未済金の記録について、債務者ごとの管理状況が把握できない内容であったため、旭川市債権管理マニュアルに定められた重要な情報を個別に整理するなど、記録方法の見直しを検討されたい。

No.2 定期監査

○学校教育部

(4) 小・中学校に関する事務

[改善を要するもの]

① 投票所として使用される学校の校舎内に保管されている選挙管理委員会事務局所管の選挙用具（記載台等）について、使用者に対する行政財産の使用承認の手続がなされていなかった。